

本受講規約(以下「本規約」)は、Aya Ballet School/アヤバレエスクール(以下「当スクール」)について定めたものであり、入会される方(以下「会員」)は受講規約の内容を承諾、遵守していただくことといたします。

【第1条 総則】

1. 当スクールはバレエクラス、バレエレッスンを会員に提供することを目的とします。
2. 会員は受講料の支払い等、本規約に定める一切の義務を誠実に履行するものとします。

【第2条 入会/申込】

1. 当スクールに入会される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金および該当月謝を添えてお申込み下さい。
2. 入会申込に際して当スクール運営に支障があると当スクールが判断した場合、入会を承認しない場合がございます。

【第3条 受講料と支払い方法】

1. 当スクールの受講料、月謝は別途定めるものとし、会員である限り毎月支払い義務が発生いたします。
2. 受講料、月謝は毎月、月初めの受講日にお支払いいただきます。
3. 月途中でのご入会は、受講料、月謝の日割り計算といたします。
4. OPクラス、チケット会員の方がチケットをお忘れの場合、都度料金での受講となります。
5. 一度お支払いいただいた受講料、月謝、チケット料、入会金、その他諸費用はいかなる場合も返金致しかねます。

【第4条 退会/休会/支払方法変更 手続】

1. 退会、休会、支払方法変更を希望される会員は、その前月末までにその旨を申し出ると共に、当スクールに対する債務の全額を支払う必要があります。
2. 当スクールが上記手続きの完了を認めた時点で、会員は上記手続きが完了したものとみなされます。
3. 月途中での退会、休会、支払方法変更をされる場合でも既にお支払いいただいた受講料、月謝、チケット料、入会金、その他諸費用は返金致しかねます。
4. 退会後に再入会される場合は再度入会金をお支払いいただきます。

【第5条 禁止事項】

1. 当スクールの利用に当たり、次の行為を禁止します。
 - ・クラス進行や当スクール運営の妨げとなる一切の行為。
 - ・許可のない録音、写真やビデオ撮影。
 - ・当スクール内外を問わず、他の受講者や関係者への物品販売や勧誘等、迷惑となる一切の行為
 - ・その他、法令または公序良俗に反する行為や当スクールが不適切と判断する行為。
2. 前項に抵触すると判断した場合、当スクールは該当者に対して退会を申し渡すことができます。

【第6条 受講資格の取消】

1. 会員が次の各号に該当する場合、当スクールは該当会員の受講資格を取消することができます。
 - ・第5条に該当する禁止行為を行った場合。
 - ・受講料、月謝、チケット料、その他諸費用の支払いを遅延、拒否した場合。
 - ・その他、当スクールが不適切と判断した場合。
2. 前項の理由が生じた場合、会員は直ちに当スクールへの債務を全額支払い、それらの事由により当スクールが被った一切の責を負います。

【第7条 クラスの欠席/中止/変更】

1. クラスを欠席しようとする場合は、電話やメール、公式LINEにて当スクールまでご連絡ください。
2. 当スクールは次のいずれかに該当する場合、講師の変更、クラスの中止を行う場合がございます。
 - ・当スクールの講師にクラスの実施が困難な事由が発生した場合。
 - ・天災事変やその他、やむをえない事態の発生によりクラス実施が困難になった場合。
3. 当スクールは、前項の理由によりクラスを中止する場合、その旨を会員に通知いたします。ただし、緊急の場合はこの限りではございません。

【第8条 届出事項の変更】

1. 会員は当スクールへの住所、連絡先など届出事項に変更が生じた場合は速やかに当スク

ールへ通知するものといたします。

2. 上記通知がなされなかったことにより生じた損害について当スクールは一切責任を負いません。

【第9条 写真/動画の使用】

1. 本人や保護者から掲載不可の申し出がない限り、当スタジオ内外の行事などの写真、動画を個人を特定できない範囲でウェブサイト、SNS等に掲載することがございます。
2. 個人を明らかに特定できる写真、動画は、本人または保護者の了承を得られた場合のみ掲載いたします。

【第10条 免責事項】

1. 当スクールは、クラスの受講、クラスの遅延や中断等により会員または第三者が被った損害について一切の責任(賠償を含む)を負いません。
2. 会員が当スクールになんらかの損害を与えた場合、当スクールは該当会員に対して損害の賠償を請求できるものとします。
3. 当スクール利用に際し、会員と他の会員や第三者との間に紛争が生じた場合、会員は自己の費用と責任においてこれを解決し、当スクールに一切の損害を与えないものとします。

【第11条 会員規約の改定】

本規約は、当スクールが必要と判断した場合、会員の承諾なく改定されるものとします。尚、本規約を改定する場合は、変更後の規約を当スクールウェブサイト等への掲載をもって周知することとし、これにより本規約の改定の効力が生じるものとします。

附則

この規約は、令和4年7月1日から施行する。

【運営主体】

Aya Ballet School/アヤバレエスクール

スタジオ責任者：後藤 彩子、橘 季佐、安宅 一葉